

## 1. 受信料裁判の日程

### (1) 「放送受信料請求事件」(被告 宮内正蔵) 判決言い渡し日9月23日に決定!!

昨年10月NHKが提訴。たった2回の口頭弁論で森川裁判官が、乱暴かつ拙速に結審を宣告。これに対し、被告弁護団は、裁判官回避・忌避申立、この申し立ての却下に対する即時抗告、弁論再開申立、合議体による審理の上申など手を尽くして闘ってきました。この間「NHK奈良の会」は裁判所への請願署名を広く全国に訴え、5月中旬、裁判官忌避請願署名(2,020筆)、7~9月弁論再開請願署名(3,893筆)を奈良地裁に提出しました。地裁はこれらの申し立て・請願に一切応じず、**9月23日(金)11時30分より、101号大法廷(傍聴席70席)**で判決を言い渡す旨の通告をしてきました。厳しい判決が出される見通しです。抗議の意思を表示、その後、裁判報告会を持ち爾後の闘いの方針などを説明します。多くの方々の傍聴をお願いいたします。

### (2) 「放送法遵守義務確認等請求事件」(原告 宮内正蔵、被告 NHK)

7月21日、こちらからNHKを訴えました。NHKが放送法第4条を遵守した放送を行う義務のあることを確認、特にNHK報道番組において放送法違反の放送が行われていることを指摘し、そうであるならば、視聴者は受信料支払いを拒絶することができることを主張しようというものです。(1)の裁判で主張できなかったことを攻勢的に展開していきます。NHKが放送法を遵守しているかどうかを裁判所に判断を迫るという画期的な意義のある裁判です。

**第1回口頭弁論が、10月27日(木)13時30分より、101号法廷(傍聴席70席)**で行われます。裁判終了後、報告会及び受信料裁判に関する講演会(講師 阪口 徳雄弁護士)を開催します。数多くの方々の参加をお願いいたします。

## 2. 新しい裁判への支援

新たな裁判を支援するため「NHK受信料裁判への第2次カンパのお願い」を行っています。目標額は、50万円ないし100万円で、現在の実績は、52万円で、目標の下限には到達しましたが、上限には、まだまだです。弁護士費用に加え、証人喚問や専門家(民法の契約)の意見聴取など弁論を充実させるための費用の確保です。引き続きのご支援をお願い申し上げます。

郵貯銀行への振込み

①振込者が郵貯口座を持っている場合 (口座間振込につき振込料金不要)

記号入力 009905

番号入力 331216

②振込者が郵貯口座を持っていない場合(振込料金ご負担)

口座記号番号 00990-5-331216

口座名称(漢字) NHK問題を考える奈良の会

## 3. “靱井現会長の再任に絶対反対”の署名

NHK受信料裁判と直接に関係するものではありませんが、NHK問題を考える奈良の会も呼びかけ団体に参加し、NHK経営委員会あての署名活動に取り組んでいます。署名用紙を添付しますので、身近な方への働きかけをお願いいたします。署名いただいた用紙は、9月末までに下記へ郵送下さるようお願い申し上げます。

〒635-0835 奈良県広陵町みささぎ台17-2 齋藤 紀彦

以上